

医療機能分化連携県民理解促進事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 医療機能分化連携県民理解促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2条 この補助金は、医療機能分化連携県民理解促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に規定する事業を交付の対象とする。

(交付の相手方)

第3条 この補助金の交付の相手方は、実施要綱第3条に規定する実施主体とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象とする経費は、別表の第2欄に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、規則の別記様式第1による交付申請書に別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一
支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本
社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税
売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受
けてはならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号及び第2号にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をい
う。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

（変更の承認又は追加交付申請）

第9条 第7条第1号から第3号までの規定に基づく知事の承認を受けようとする場合
には、別に定める変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、速
やかに知事に1部提出しなければならない。

- 2 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行
う場合には、変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、交付
申請の手続に従い知事に1部提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 この補助金の状況報告は、規則の別記様式第2による状況報告書に関係書類を
添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第3による実績報告書に関係書類を

添えて、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して1月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

（補助金の請求）

第12条 この補助金の交付の請求は、規則の別記様式第4による請求書に額の確定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

（その他）

第13条 特別の事情により第6条及び第9条から前条までに定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和3(2021)年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和4(2022)年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和5(2023)年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和6(2024)年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和7(2025)年3月31日限り、その効力を失う。

別表

| 1 基準額 | 2 対象経費 | 3 補助率 |
|--------------------------|--|--|
| 実施要綱第3条に定める1実施主体当たり300千円 | 医療機能分化連携県民理解促進事業費に必要な次に掲げる経費 報償費 旅 費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 委託料（上記に該当するものに限る。） | ①実施主体が単独で又は他医療機関等と連携して行う次に掲げる事業 ア医療機能や病床機能の分化・連携の必要性について理解を促進するもの（この場合、合わせて行う別内容の講演等にかかる経費のうち、本事業対象のものと一体と考えられる経費も含む） 10分の10 (補助額上限200千円) イ医療機能や病床機能の分化・連携等の取組について理解を促進するもの 3分の2 ②実施主体が所在する地域における医療提供体制の現状や課題について理解を促進するもの 3分の2 |